

令和 5 年 5 月 15 日

田辺市議会議長 北田 健治 様

会 派 名 紀新会

代表者名 安達 克典

出張（要望・調査研究）報告書

下記のとおり出張（要望・調査研究）いたしましたので、その結果をご報告いたします。

記

参加議員	尾花 功
期 間	令和 5 年 4 月 2 6 日 ～ 令和 5 年 4 月 2 7 日
実施場所 （研修会場、視察先、 相手方等）	水産庁 増殖推進部 漁場資源課長 漁港漁場整備部 計画課 課長補佐 尚、当初予定していた、二階代議員への要望書の提出については、白浜発の航空機が悪天候で欠航となり、予定時間に間に合わなくなった為に、中止となりました。水産庁への訪問も、予定時間を 1 時間ほど繰り下げて実施しました。
活動の目的・内容 及び結果等	海業の推進について 別紙添付資料参照

報告書は別添のとおり（案内・パンフレット等関係書類を添付すること。）

海業の推進について

田辺市の漁業は、漁獲高の減少、従事する漁業者の高齢化や後継者不足によりかつての活気は失われ疲弊しています。また、整備された漁港施設も空きができ利用されていないスペースが目立ってきています。この様な現状を打破すべく、海業（漁村の人々が漁港の水域や用地等、地域資源の価値や魅力を活用し、地域の賑わいと所得と雇用を生み出す。）を推進していくにはどのような規制があるのか、取組みが必要なのかを専門家の方と意見交換をする。



漁港施設の活用にかかる規制について

Q、 漁港は、漁業者をはじめとした水産関係者により、水産物の生産・流通・加工の拠点、漁船係留や避難基地などに利用されているが漁業者の減少・高齢化や地域の漁業情勢の変化等により、漁船や水揚量が減少したため、漁港施設や用地に余裕が生まれている。

このような場所を活用した事業を行いたいですが国の補助対象財産にかかる規制があるため利用が難しいのでは。

A. 国庫補助事業により整備された漁港及び漁港施設の用途変更（補助対象財産処分）には補助金の返還を求めたり用途変更する場所と代替施設（評価額等で見合った単独用地との交換）の提供を課していたが、平成31年4月の改正により長期利用財産となった漁港施設を地域活性化等を図るために利用する場合、漁港施設用地も補助金返還の緩和措置を受けることが出来るようにしている。

・民間事業者による有効活用を推進する際の留意点。

Q. 漁港施設の有効利用の為、民間の活力を導入し水域での養殖業や水産物直販所・食堂の設置・営業、海釣りや漁業体験といったレジャー施設を運営する等があげられるが活用するにあたり留意する点は。

A. 民間事業者により漁港内の有休用地を利用し事業を進めていく留意点は、1. 漁港施設の有効活用促進に向けた現況把握、2. 漁港の有効活用方針の検討・作成、3. 有効活用方針に関する地元関係者（地元漁協・地域住民・関係団体・企業等）との合意形成、4. 公正な手続きによる民間事業者の選定、以上4項目です。なお、現在までに全国35か所の市町で事業が行われています。さらに、今国会に、法案（漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律）を提出しています。この法案が通れば更なる利用促進になる。

現在の田辺市の水産業は天然資源の枯渇、漁業就労者の高齢化といった全国の漁業組合が抱えている問題が山積している。また、漁業組合による補助金の不正受給問題が発生したりと活力が失われている。今回、水産庁担当者とのやり取りの抜粋ではあるが、いろいろと話をぶつけていく中では、「漁港の有効的な活用促進」については、前向きな話というよりもどんどん進めていってほしいとの印象をうけた。水産庁を訪れるまでは、漁港施設を利用して事業を進めていくにはかなり厳しい状況であるとの認識であったが、水産庁が前向きに活用を推進していることが分かったので、今後は民間活力を導入した振興策であったり、田辺ONE未来構想での漁港の有効的利用に関しても積極的に推進していくべきであると感じました。また、頂いた資料には、有効活用に向けた施設整備に対して、施設の種類に応じた支援制度があるのでこれも一つ一つ参考にしながら事業を考えていけることがわかった。